

### 3．調査の方法

「委員会の取組み」で述べたように、本委員会では5つの所掌事項をもって発足した。関係者からのヒアリング 入札・契約事務にかかる問題点の調査・分析 再発防止策 業者との癒着防止に向けた職場体制 職員倫理の向上に向けた取組みである。これらの目的を達成するため下記の5つの調査等を実施した。

#### 3．1 弁護士プロジェクトチームによる実態調査（市職員ヒアリング・アンケート調査）

調査は緊急かつ短期間に実施する必要がある、実態調査は業者等の介入の実態や不正入札発生のメカニズム、職員モラルの実態解明などを目的とした極めて高度で専門性の高い業務であることから、専門家(弁護士チーム)に委託し実施することとした。工事発注部署や契約部署(平成12年度以降の退職者を含む)の職員約50名程度を対象とした面談方式での「関係者からの実態ヒアリング調査」に加えて、全職員(平成12年度以降の退職者を含む)を対象とする(係長以上には提出を義務付けた)郵送アンケート方式での「職員提言及び実態調査」を実施した。

さらに、元総務部長の逮捕という事態に至り、面談ヒアリング調査を受けた職員を対象に書面での追加ヒアリング調査を実施した。

弁護士チームの編成にあたっては、公明性を保つため、3つの弁護士会多摩支部推薦の5人の弁護士による調査・分析を行った。

#### 3．2 監査法人による調査・分析(入札・契約制度、議員アンケート調査)

調査は、入札・契約制度の現状と問題点を外部の公正な目で点検し、弁護士チームの調査結果や議員アンケート、職場ヒアリング等を通じて、市の入札・契約制度全般に対する調査・分析を実施し、改善点の提言に資する目的で実施した。

本調査は委託で実施することとし、公明性を確保するため業者選定にあたっては外部委員に選定を委ね、プロポーザル方式で3社の中から1社(朝日監査法人・現あずさ監査法人)を選定した。議員アンケートの実施については市議会においても市民への信頼回復のため、実施の提起があり、現職市議会議員32名と10年前までに遡って元議員21名を対象に実施された。(回答状況は現職30名・元議員14名・不明2名の46名から回答)

#### 3．3 公判傍聴

本事件の裁判については、下記の全部の公判に市職員を派遣して聞き取りを

行い公判概要の把握に努め、事件及び背景・分析に努めた。

平成15年12月17日甲業者第1回公判

平成15年12月19日元囑託職員・元契約課長第1回公判

12月24日乙業者第1回公判

平成16年 1月29日丁業者第1回公判（求刑懲役1年）

2月 2日甲業者第2回公判

2月 9日元囑託職員・元契約課長第2回公判

2月18日乙業者第2回公判

2月19日丁業者 第2回公判・判決(懲役1年、執行猶予4年)

2月24日丙業者第1回公判（求刑懲役1年6月）

2月25日甲業者第3回公判

3月 1日元囑託職員・元契約課長第3回公判

3月10日乙業者第3回公判（求刑懲役1年6月）

3月19日丙業者第2回公判・判決（懲役1年6月執行猶予5年）

3月24日甲業者第4回公判

3月31日元囑託職員・元契約課長第4回公判（元囑託職員、求刑懲役3年、追徴金685万円・元契約課長、懲役1年6月）

4月14日乙業者 第4回・判決（懲役1年6月執行猶予4年）

4月16日元総務部長第1回公判（求刑懲役1年6月）

5月10日元囑託職員・元契約課長第5回公判・判決（元囑託職員、懲役3年・執行猶予5年、追徴金685万円、元契約課長、懲役1年・執行猶予2年）

5月10日甲業者第5回公判（求刑懲役1年6月）

5月18日元総務部長第2回公判・判決（懲役1年6月執行猶予3年）

7月14日甲業者第6回公判・判決予定